

償還差益に対する租税条約の適用

税理士 高山 政信

〔事例〕

平成15年11月に新日米租税条約の署名が行われたが、この新日米租税条約が仮に適用された場合、割引債の償還差益に対する課税は、現行の日米租税条約と異なることになるのか。また、償還差益に関する租税条約実施特例法等の規定はどうなっているのか。

〔ポイント〕

- 1 債還差益の概要とその課税
- 2 租税条約における債還差益の課税
- 3 新日米租税条約における債還差益の課税
- 4 租税条約実施特例法の規定

〔検討〕

1 債還差益の概要とその課税

割引債は、額面金額よりも低い価額で発行される公社債のことである。割引債の償還金額がその発行価額を超える場合のその差額を債還差益という。

債還差益は、利子所得と類似しているが、元本の債権に付随する利子債権に基づいて発生する所得ではないことから、所得税法では雑所得に分類されている（所基通35-1）。

国内源泉所得規定の適用では、債還差益は、

所得税法第161条第4号の利子所得及び同法第161条第6号の貸付金の利子のいずれにも該当せず、同法第161条第1号の国内にある資産の運用又は保有による所得となる。

また、債還差益に対する課税は、税率18%（特定割引債の債還差益については税率16%）の源泉徴収である（措法41の12）。

2 租税条約における債還差益の課税

日本が締結している租税条約において、債還差益は、条約上三つの異なる取扱いをされていることから、それぞれについて以下において検討を行う。

(1) 債還差益を利子所得に含む条約例

債還差益は、例えば、日本・アイルランド租税条約の利子条項における利子の定義規定（同条約第12条第3項）では、「このような債権について償還された金額のうち融通された金額を超える部分（以下略）」と規定されている。

また、日本・イスラエル租税条約における債還差益に係る条約上の規定（同条約第11条第5項）は、「公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）」となっている。

この上記の二つの例が債還差益を租税条約上の利子所得に含める場合の典型的な規定である。

租税条約の利子所得が債還差益を含むとした

場合、わが国の租税条約における利子所得の限度税率は、一般的に10%であることから、償還差益についてもこの限度税率の適用を受けることになる。

(2) 居住地国課税となり、日本では免税となる条約例

例えば、日本・オランダ租税条約の利子所得条項における利子の定義（同条約第12条第4項）には上記(1)の条約例と異なり、償還差益を利子所得とする規定がない。そして、その他所得条項（同条約第23条）において「一方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該一方の国においてのみ租税を課すことができる。」という規定があり、そのために、利子所得に含まれない償還差益は、通常では、その他所得に該当して居住地国課税ということになる。したがって、日本における課税はないことになる。

また、日本・フランス租税条約のように、旧条約では、上記の日本・オランダ租税条約と同様の規定であったが、新条約（平成7年改正署名）では、前掲の日本・イスラエル租税条約と同様の規定に改正されている。

ここに掲げた条約例は、償還差益が利子所得に含まれず、その他所得条項が適用となって居住地国課税、源泉地国免税となるものである。

(3) 国内法どおりの課税となる条約例

例えば、現行の日米租税条約の利子の定義（同条約第13条第7項）では、償還差益は利子所得に含むという規定がない。さらに、現行の日米租税条約は、前掲(2)の条約例と異なり、その他所得条項がないことから、条約に定めのない所得については、国内法の適用ということになる。

ここに掲げた条約例は、償還差益が利子所得

に含まれない点では前掲(2)の条約例と同様であるが、その他所得条項が条約にないことから、(2)のように居住地国課税にならずに、源泉地国の国内法の適用となる場合である。

3 新日米租税条約における償還差益の課税

新日米租税条約の利子所得条項における利子の定義（同条約第11条第5項）では、前掲の日本・イスラエル租税条約の規定と同様に、「公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）」と規定されたことにより、償還差益は、利子所得に含まれることになった。

したがって、米国居住者が取得する償還差益は、現行の日米租税条約の下では国内法どおりの課税となる。しかし、新日米租税条約が適用になると、償還差益は、租税条約上の特典である限度税率の適用を受けることになる。なお、わが国における米国居住者の償還差益に係る具体的な課税は、租税条約実施特例法の規定によることになる。

4 租税条約実施特例法の規定

(1) 債還差益に係る規定の概要

租税条約実施特例法（以下「特例法」という。）は、租税条約において、例えば、限度税率のように10%を超えないものとする、と規定されているような場合、この限度税率を源泉徴収において適用される税率である旨を定めて、租税条約と国内法の橋渡しを行う役割を担っている。

債還差益に係る特例法の規定は、第3条の3（割引債の債還差益に係る所得税の還付）、同施行令第3条（割引債の債還差益に係る所得税の

還付), 同省令第3条の2(割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の還付請求)である。なお、平成16年度税制改正により、上記の条文は改正が予定されている。例えば、特例法第3条の3は、我が国が締結した租税条約の条約相手国の居住者等(相手国居住者等)に対する償還差益の支払の場合と、外国法人に対する償還差益の支払でその償還差益が条約相手国において当該外国法人の構成員の所得として取り扱われる場合に分けて規定されている。

(2) 債還差益に対する租税条約適用の特徴

租税条約に定める限度税率が適用される場合、わが国の方では、一般に、非居住者に対する源泉徴収税率(例えば、20%)に代えて、限度税率(例えば、10%)を適用して課税が行われる。このような方式の別法に、当初に、20%で課税を行い、その後に限度税率との差額相当額を還付するという方式もある。

現行の規定では、一般的な利子所得の租税条約の適用は、前者の方であるが、債還差益は、後者の還付方式である。したがって、特例法では、割引債の債還差益は、配当等に対する限度税率適用に関する条項とは別に規定されている。

債還差益の取扱いが現行方式になったのは、昭和62年度の税制改正である。それ以前では、割引債の発行時の源泉徴収に際して条約による減免措置を講じていた。この発行時減免方式は、割引債が償還日前に売却された場合、条約の減免を受けた者が不当な利益を享受する等の問題があった。

昭和62年度改正では、割引債発行時に国内法の税率で源泉徴収が行われ、償還時に割引債の中途取得者を含む適格者に対して、租税条約に定める減免額を還付する方式に改正された。平

成4年度改正では、外国法人が支払を受ける短期国債及び政府短期証券の債還差益が非課税となり源泉徴収された所得税が償還時に全額還付となった。さらに、平成11年度改正では、特定短期国債等の債還差益に係る源泉徴収の免除等の特例が導入されたことに伴い、短期国債に係る源泉徴収税額の全額還付は廃止されている。以上のような経緯を経て現行の取扱いが定められたことになる。

(3) 還付金額の計算対象金額の算定

次の①から②の金額を控除した残額が還付される金額となる(特例法施行令3)。

- ① 割引債に係る源泉徴収所得税の額に、還付を受ける条約相手国居住者のその割引債の所有期間の月数を乗じてこれを割引債の償還期間の月数で除して計算した金額
- ② 当該条約相手国居住者の所有していた期間に対応する債還差益の金額に租税条約の限度税率を乗じて計算した金額